

別表 違反行為に対する処分基準表

違反内容	指定工事業業者規程 該当項目	処分内容
1 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	第5条第1号	指定取消し
2 厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	第5条第2号	指定取消し
3 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者(法人の場合は役員)と判断されるとき。	第5条第3号ア	指定取消し
4 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(法人の場合は役員)であるとき。	第5条第3号イ	指定取消し
5 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者(法人の場合は役員)であることが判明したとき。	第5条第3号ウ	指定取消し
6 指定を取消しされ、その取消しの日から2年を経過しない者(法人の場合は役員)であることが判明したとき。	第5条第3号エ	指定取消し
7 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。	第5条第3号オ	指定取消し又は指定停止6月以下
①無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。		指定停止6月以下
②道路掘削許可、道路使用許可等を受けずに分岐工事及び分岐点からメーターまでの工事を施行したとき。		指定停止6月以下
③施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。		指定停止6月以下
④施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は、被害を与えたとき。		指定停止6月以下
⑤他の地下埋設物管理者との協議の不備及び施工上の安全管理の不備により、重大な事故又は公衆に多大な損害を与えたとき。		指定停止6月以下
⑥研修機会の確保をしなかったとき。		文書注意
⑦文書注意に従わないとき。		文書警告
⑧文書警告に従わないとき。		指定停止3月以下
⑨管理者の承諾を受けず、給水装置工事を施行したとき。		指定停止6月以下
⑩その他明らかに社会秩序違反となる行為により、業務の適正な履行が望めなくなったとき。		指定取消し
8 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないうとき。	第12条第3項	指定取消し
9 給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	第12条第4項	指定停止3月以下
10 指定を受けた日から2週間以内に事業所ごとに主任技術者を選任し届け出なかったとき。	第12項第1項	指定取消し
11 主任技術者が欠けた日から2週間以内に新たな主任技術者を選任し届け出なかったとき。	第12項第2項	指定取消し
12 事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	第7条第1項	指定取消し
13 休止届、廃止届、再開届けを届出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	第7条第3項	指定取消し
14 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。	第13条第1項第1号	指定取消し
15 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有するものを従事させ、又はその者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。	第13条第1項第2号	指定停止1月以下
16 管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	第13条第1項第3号	指定停止6月以下
17 水道法施行令第5条に規定する基準に適さない給水装置を設置したとき。 (令第5条:給水装置の構造及び材質の基準)	第13条第1項第5号ア	指定停止6月以下
18 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	第13条第1項第5号イ	指定停止3月以下
19 指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき。又は、当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	第13条第1項第6号	指定停止3月以下
20 給水装置の検査にあたって、当該工事に係る主任技術者の立会いの求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。	第8条第1項第6号	指定停止3月以下
21 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	第8条第1項第7号	指定停止3月以下
22 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	第8条第1項第8号	指定停止6月以下
23 不正の手段により指定業者として指定を受けたとき。	第8条第1項第1号	指定取消し